

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地					
マロニエ医療福祉専門学校		平成7年3月31日		羽山 潔		〒 328-0027 (住所) 栃木県栃木市今泉町2丁目6番22号 (電話) 0282-28-0030					
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地					
学校法人産業教育事業団		昭和59年12月24日		最能 香		〒 328-0012 (住所) 栃木県栃木市平柳町2丁目1番38号 (電話) 0282-27-8383					
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度		
医療	医療専門課程		看護学科		平成17(2005)年度		-		平成27(2015)年度		
学科の目的		看護専門職として理念を尊び、尊敬・感謝・貢献の理念を基本とした人間教育を目指す。看護に必要な知識・技術・態度を修得し、保健・医療・福祉の分野で活躍できる人材を育成する。									
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		取得可能な資格:看護師国家試験受験資格 中退率:6.4%(令和6年度)									
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技		
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入			3,045 単位時間	2,055 単位時間	90 単位時間	855 単位時間	0 単位時間	45 単位時間	
					- 単位	- 単位	- 単位	- 単位	- 単位	- 単位	
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)		中退率				
240 人	151 人		0 人		0 %		6 %				
就職等の状況	■卒業者数(C)		:		51	人					
	■就職希望者数(D)		:		47	人					
	■就職者数(E)		:		47	人					
	■地元就職者数(F)		:		40	人					
	■就職率(E/D)		:		100	%					
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		:		85%	%					
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		:		92%	%					
	■進学者数		:		1	人					
	■その他		:								
	進学先:マロニエ医療福祉専門学校助産学科 1名										
(令和6年度卒業者に関する令和7年5月1日時点の情報)											
■主な就職先、業界等											
(令和6年度卒業生)											
病院、診療所 等											
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載					無					
	評価団体: -					受審年月: -					
						評価結果を掲載したホームページURL -					
当該学科のホームページURL	https://www.maronie.jp/d_nursing.html										
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A:単位時間による算定)										
	総授業時数					3,045 単位時間					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数					855 単位時間					
	うち企業等と連携した演習の授業時数					90 単位時間					
	うち必修授業時数					3,045 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数					855 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数					90 単位時間					
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)					0 単位時間					
	(B:単位数による算定)										
	総単位数					- 単位					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数					- 単位					
	うち企業等と連携した演習の単位数					- 単位					
	うち必修単位数					- 単位					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数					- 単位					
	うち企業等と連携した必修の演習の単位数					- 単位					
	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)					- 単位					
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者					(専修学校設置基準第41条第1項第1号)					5 人
	② 学士の学位を有する者等					(専修学校設置基準第41条第1項第2号)					7 人
	③ 高等学校教諭等経験者					(専修学校設置基準第41条第1項第3号)					0 人
	④ 修士の学位又は専門職学位					(専修学校設置基準第41条第1項第4号)					0 人
	⑤ その他					(専修学校設置基準第41条第1項第5号)					0 人
	計										12 人
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数										12 人

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

これからの看護師には、在宅や医療機関におけるチーム医療の中で、患者や家族、医師、メディカルスタッフとのコミュニケーションを円滑にする役割が求められる。また、看護師自ら患者の最善の利益のため、適切に判断する実践能力が必要となる。

これらを育成するため、実習・実技・演習等の授業において、福祉施設・病院等との組織的な連携を通じて実践的かつ専門的な職業教育を行うことができる教育課程を編成する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本委員会は、運営管理規定により、学校の円滑な運営教育内容の充実、向上を図るため設けられた各種会議の一つであり、外部委員・学科長をもって構成され、カリキュラム編成等に関する事項を協議する。

委員会にて提出された意見は改めて学科内で協議した後、学校運営委員会に上程、採用される。

看護専門学校として、病院等と密接に連携し、臨床の看護の知識・技術・態度を身に付けられる実践的な職業教育に取り組む。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年9月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
亀田 美智子	公益社団法人 栃木県看護協会 常任理事	令和7年7月1日～令和8年3月31日(2年)	①
大貫 紀子	とちぎメディカルセンターしもつが 看護部長	令和7年8月28日～令和8年3月31日(2年)	②
小林 あゆみ	JAかみつが 上都賀総合病院 副看護部長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	②

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「－」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(8月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和6年8月28日 15:00～16:00

第2回 令和7年3月25日 15:00～16:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

・合理的配慮が必要な学生に対して、環境整備すべきことを検討する。

①色覚障害がある場合は入学は可能か②資格取得したのち、働く場所の確保③臨地実習においての病院、施設等の受け入れ ④外国人入学者のコミュニケーションの問題

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

臨地実習は、看護の実践を通して知識・技術・態度を統合して学ぶ必要不可欠な学習方法である。そのため、実習施設等との情報交換を密に行い、相互関係を築いていく。

・実習施設は実習承諾書の契約を交わした施設から年度ごとに調整する。

・実習指導者は、各施設において実習指導者研修を終了した看護師とする。

・年に1回実習施設の管理者に対して実習に関する情報交換を行う。

・基礎実習、各論実習、老年看護学実習Ⅰ、統合実習の前には各施設の指導者に対して実習内容確認の会議を開催する。

・各病棟に専任教員あるいは実習指導教員を配置し、病棟指導者と調整しながら実習を進める。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

- ・病棟師長へ学生の臨地実習が効果的に進められるようスタッフへの動機づけ・病棟備品など学習環境が整えられるよう依頼している。
- ・実習指導者へ受け持ち患者の選定及び受け持ち患者の個性に合わせた看護過程の展開と実践が出来るよう依頼している。
- ・病棟実習期間中は毎日、直接教員が実習指導者と調整し学生個々の状況に合わせて指導内容方法を検討している。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
基礎看護学実習Ⅰ		基礎看護学において学習した知識、技術、態度を基に、看護実践の場での体験を通して、看護とは何かを考え、看護に必要な基礎的能力を養う。 [目標] 1. 対象の療養環境の実際を知る。 2. 対象への日常生活の援助の必要性を理解し基本的な看護について学ぶ。	とちぎメディカルセンターしもつが とちぎメディカルセンターとちのき 上都賀総合病院
基礎看護学実習Ⅱ		基礎看護学において学習した知識、技術、態度を基に、看護実践の場での体験を通して、看護とは何かを考え、看護に必要な基礎的能力を養う。 [目標] 1. 日常生活援助を通して問題解決思考・対人関係プロセスについて学ぶ。 2. 医療チームにおける看護の役割について理解する。 3. 看護への関心を高め、看護者としての基本的態度を養う。	とちぎメディカルセンターしもつが とちぎメディカルセンターとちのき 上都賀総合病院
成人看護学実習		成人期にある対象の特徴を理解し、健康段階に応じた看護を実践できる基礎的知識、技術、態度を修得する。 [目標] 1. 成人期にある対象とその家族の特徴を理解できる。 2. 看護実践の基礎となる看護技術を習得できる。 3. 対象の健康段階および個別性を捉えた看護過程を展開できる。 4. 保健医療チームの一員として看護師の役割と責任に対する理解を深めることができる。	とちぎメディカルセンターしもつが 上都賀総合病院 新上三川病院
老年看護学実習		老年期にある対象と家族および支える人々を理解し、加齢変化と健康障害の程度に応じた看護に必要な基礎的知識・技術・態度を習得する。 [目標] 1. 老年期にある対象の身体的・精神的・社会的変化を理解する。 2. 社会構造の変化・高齢化に伴う保健医療福祉の場における課題を理解する。 3. 老年期にある対象への理解を深め、老年看護の機能と役割を理解する。 4. 加齢変化・健康障害の程度に応じた老年期にある対象に必要な援助ができる。 5. 老年期にある対象の人生観、価値観を理解し、尊重した関わりができる。 6. 老年期にある対象の看護をととして自己の老年観を養うことができる。	シルバー大学校 介護老人保健施設 とちぎメディカルセンターしもつが 野木病院
地域・在宅看護論実習		地域の中で療養する人々とその家族を理解し、在宅看護の場・機能・役割の実際について学ぶ。 [目標] 1. 地域の特性及び健康問題を知り、それに対する保健医療福祉サービスの現状を理解する。 2. あらゆる健康状態にある対象とその家族を理解し、適切な在宅看護援助の方法を学習する。 3. 対象とその家族の価値観を尊重し、信頼関係を築くためのコミュニケーション技術を学ぶ。 4. 在宅療養を支えるシステムを理解し、その関係職種の役割と連携、社会資源の活用について知る。 5. 実習を通して看護観・人生観・家族観を深める。	市町村 訪問看護ステーション 包括支援センター

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

本校教職員研修規程に則り、関連分野における最新の知識・技能等の修得並びに、教員の指導力育成など資質向上のための研修等を組織的かつ計画的に実施する。

また、研修は「(1)専攻分野における実務に関するもの」「(2)指導力の修得・向上に関するもの」に分類され、学科教員は少なくとも年度内に(1)(2)の研修を1回以上ずつ実施する。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 看護教育を取り巻く現状と課題

連携企業等: 栃木県看護系教員協議会、栃木県看護協会

期間: 2024年12月5日

対象: 教員

内容 退学率や離職率から学生、新人職員の支援の在り方

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 経験型実習教育の導入ワークショップ

連携企業等: 栃木県看護系教員協議会

期間: 2024年8月8日

対象: 教員

内容 実習時の気づきを深める指導

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 臨地実習支援システムオンデマンドセミナー

連携企業等: 富士通

期間: 2025年7月28日

対象: 教員

内容 実習記録のデジタル化

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 発達障害のある学生への支援

連携企業等: 栃木県看護系教員協議会

期間: 2025年8月19日

対象: 教員

内容 発達障害のある学生の理解と具体的支援

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

年度ごとの重点課題を定め学校運営方針を作成し、PDCAサイクルに沿って実際の運営を行い、年度末に自己点検自己評価を実施。その結果を学校関係者評価委員会にて企業等委員を交えて報告し、評価する。委員会の評価内容や意見を来年度以降の教育活動やその他の運営にどう反映するのか学内で検討し、時代や福祉医療現場の変化に合わせた教育の質の確保につなげる。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	・学校の理念、目的、育成人材像は定められているか(専門分野の特性が明確になっているか) ・学校における職業教育の特色は何か ・各学科に教育、目的、育成人材像、特色、将来構想などが学生、保護者等に周知されているか ・各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか ・社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか
(2)学校運営	・目的等に沿った運営方針が策定されているか ・運営方針に沿った事業計画が策定されているか ・運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか ・人事、給与に関する規定等は整備されているか ・教務、財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか ・業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか ・教育活動等に関する情報公開が適切になされているか ・情報システム化に取組み業務の効率化を図っているか

(3) 教育活動	・教育記念等に沿った教育課程の編成、実施方針等が策定されているか ・教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか ・学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか ・キャリア教育、実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫、開発などが実施されているか ・関連分野の企業、関係施設等や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成、見直し等が行われているか ・関連分野における実践的な職業教育（産学連携によるインターンシップ、実技、実習等）が体系的に位置づけられているか ・授業評価の実施、評価体制はあるか ・職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか ・成績評価、単位認定、進級、卒業判定の基準は明確になっているか ・資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか ・人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか ・関連分野における業界等との連携において優れた教員（本務、兼務含む）を確保するなどマネジメントが行われているか ・関連分野における先端的な知識、技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われているか ・職員の能力開発のための研修等が行われているか
(4) 学修成果	・就職率の向上が図られているか ・資格取得率の向上が図られているか ・退学率の低減が図られているか ・卒業生、在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか ・卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか
(5) 学生支援	・進路、就職に関する支援体制は整備されているか ・学生相談に関する体制は整備されているか ・学生に対する経済的な支援体制は整備されているか ・学生の健康管理を担う組織体制はあるか ・課外活動に対する支援体制は整備されているか ・学生の生活環境への支援は行なわれているか ・保護者と適切に連携しているか ・卒業生への支援体制はあるか ・社会人ニーズを踏まえた教育環境が整備されているか ・高校、高等専修学校との連携によるキャリア教育、職業教育の取組が行われているか
(6) 教育環境	・施設、設備は教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ・学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか ・防災に対する体制は整備されているか ・学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか
(7) 学生の受入れ募集	・高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取組んでいるか ・学生募集活動は、適正かつ効率的に行われているか ・学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか ・学納金は妥当なものとなっているか ・入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか
(8) 財務	・中長期的に学校の財務基盤は安定しているか ・予算、収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか ・財務について会計監査が適正に行われているか ・財務情報公開の体制整備はできているか
(9) 法令等の遵守	・法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか ・個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか ・自己評価の実施と問題点の改善を行っているか ・自己評価結果を公開しているか

(10) 社会貢献・地域貢献	・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献、地域貢献を行っているか ・学生のボランティア活動を奨励、支援しているか ・地域に対する公開講座、教育訓練（公共職業訓練等を含む）の受託等を積極的に実施しているか
(11) 国際交流	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況
 学校関係者評価に関して、委員会を開催し評価結果の報告及び審査を行うとともに、各委員からの意見を集約し、学校運営の改善に活用している。また、それらを学校ホームページで公開することによって、広く地域社会へ本校の役割を伝達している。

【令和6年度実績】
 自己点検自己評価の結果に対して全て「適切」と判断された。
 学校として力を入れているIPEや、継続課題となっている学生募集、国家試験対策などについての意見が多く聞かれた。それらの意見を反映しながら改善計画を立て、運用していく。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
川村 祐也	医療法人常盤会 緑の屋根診療所	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員 卒業生
須藤 智宏	医療法人心救会 小山富士見台病院	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員 卒業生
渡邊 芳江	公益社団法人 栃木県看護協会 常任理事	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
小島 里那	大澤歯科医院	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員 卒業生
荒井 紀子	MO後援会 会長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	保護者
日原 芳行	マロニエ同窓会 副会長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	同窓会

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
 (例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期
 (ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())
 URL: <https://www.maronie.jp/information/>
 公表時期: 令和7年7月

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針
 企業等との連携及び協力の推進に資するために、パンフレットや学校ホームページ等の媒体を通して学校評価をはじめ、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する。
 また、企業等学校関係者に限らず、広く地域社会に対して学校の活動に関する様々な情報公開を行うことで、教育の質向上を図る。
 情報公開の内容は、「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に準拠する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	・学校の教育・人材養成の目標、特徴 ・校長名、所在地、連絡先等 ・役員名簿
(2) 各学科等の教育	・入学者に関する受け入れ方針及び入学者、収容定員、在学学生数 ・カリキュラム(科目配当表(科目編成・授業時間数)、時間割、シラバス(使用する教材など授業方法及び内容)、年間の授業計画) ・進級・卒業の要件等(成績評価基準、卒業・修了の認定基準等) ・学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等 ・卒業者数、卒業後の進路(進学者数・主な進学先、就職者数・主な就職先)
(3) 教職員	・教職員数 ・教職員の専門性
(4) キャリア教育・実践的職業教育	・実習・実技等の取り組み状況 ・就業支援等の取り組み

(5)様々な教育活動・教育環境	・学内施設紹介 ・学校行事の取り組み状況
(6)学生の生活支援	・学生支援の取り組み状況
(7)学生納付金・修学支援	・学生納付金の取り扱い(金額、納付時期等) ・活用できる経済的支援等
(8)学校の財務	・貸借対照表 ・事業収支計算書 ・財産目録 ・監事による監査報告書 ・事業報告書
(9)学校評価	・自己評価・学校関係者評価の結果 ・評価結果を踏まえた改善方策
(10)国際連携の状況	-
(11)その他	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.maronie.jp/information/>

公表時期: 令和7年6月～7月

授業科目等の概要

	#REF!															
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			論理学	課題文を読んだり課題を考えたりすることを通して物事を論理的に思考し、客観的な物の見方、考え方、表現力を習得する。	1 年次	30	1	○			○				○
2	○			情報科学	情報に関する基本的な事柄を理解し、患者に関する情報の種類・重要性・取り扱い方法について理解することを目的とした科目になる。具体的には、パソコンの基本操作を修め、情報機器を活用した論文作成やプレゼンテーションを行う能力を身に着ける。さらに、看護に関する文献検索を行えるよう演習により学習する。	1 年次	15	1	○			○				○
3	○			生活科学	看護の対象者は全年齢の生活者であり、対象者を理解するためには生活の概念、生活の定義、生活のありさまを理解し、援助することが必要になってくる。 1年次に学習することで対象者を生活者として深く理解することにつながり、健康促進や疾病からの回復促進、地域への復帰促進へとつなげることができる。	1 年次	15	1	○			○				○
4	○			教育学	人を教え導くという点において看護と教育には共通点がある。そのため、教育学を学ぶことを通じて、看護の役に立つ考え方や方法を見つけ出すことができる。 また、現代の教育の在り方や課題を見つめることは現代社会そのものを理解することにも通じる。違う角度をもって考えたり、見つめたりすることができる。	2 年次	15	1	○			○				○
5	○			倫理学	・看護専門職を目指す者として、また、一個の人間として、生命尊厳・人格尊重の精神にもとづいた人間としての考え方・生き方を学ぶ。 ・生命倫理学の主要な諸問題に対して、歴史的経緯や事実、様々な観点からの考え方を学び、自ら考え倫理に基づいて行動が取れる能力を育成する。 ・現代医療にとっての生命倫理的思考の重要性を理解する。	1 年次	15	1	○			○				○
6	○			社会学	看護の対象者は社会の中の一員である。対象者を理解するにはまずは社会の概念を理解することが必要である。現代の社会情勢、保健情勢を知ることは対象者の理解につながる。また、社会と健康のつながりを知ることにより、看護に生かすことができる。	1 年次	15	1	○			○				○

7	○		心理学	心理学各分野の実験・調査・理論を紹介し、その一部を実際に体験することを通して、心理学の基本的な考え方と調査・実験の方法、技術を身につけ、解釈・討論の過程で、現代社会に適応し、生活を営む上で必要となる教養として心理学を十分に理解する。 教育心理学・社会心理学・臨床心理学・発達心理学・医療心理学等の心理学各分野の代表的な実験や調査などを紹介しながら、人間や自分についての理解を深め、人間に対する幅広い視点を育てる。	1 年次	30	1	○			○		○
8	○		人間関係論	看護師の職場において出会う様々な人間関係の中で、他者の価値観や期待を理解・尊重し、他の専門職と協働でケアを提供していくための人間関係を築いていく態度や能力を養う。 また、現代のコミュニケーションツールの変化に伴うICT についての理解と討論を通して、その利用方法についても考察する。 さらに心理テスト（YG）を実施し、心理テストの実施方法、解釈について学び、同時に自己の性格を客観的に把握し、他者への理解、他者との関係性の構築へ応用できるようにする。	1 年次	30	1	○			○		○
9	○		カウンセリング論	現代社会は多くの問題や課題があり、1 人1人が向き合わなければならない。その中で悩みや葛藤、困りごとを相談でき、一緒に解決法を考え取り組みを支えてくれる存在がいたる乗り越えることが可能になる。カウンセリングの基礎を学ぶことにより、人間関係構築の助けとなる。	2 年次	15	1	○			○		○
10	○		家族論	看護の対象者は家族も含まれる。そのため、家族についての知識や理解は必要である。社会の変化に伴い、家族の形態や機能が大きく変化している。日本の家族、他国の家族の定義や機能を調べ、家族とは何かを考える。また、家族が多様化する中で、家族江尾取り巻く問題も複雑になっており、それらの問題についても現状や課題を理解する。	2 年次	15	1	○			○		○
11	○		地域論	看護の対象者、学生自身は地域の一員として自分らしい生活を送っている。自分らしさを守るために地域とは何か、地域の特性を理解しておく必要がある。また、地域を構成しているものを知ることにより、対象者の健康を維持し、地域の活性化にもつながる。地域の概要を学ぶことにより、地域・在宅看護論を学ぶ足掛かりとなる。	1 年次	15	1	○			○		○
12	○		英語	英語による日常会話の力を培うとともに、医療現場で必要とされる基本的な医学用語に習熟し、患者との円滑なコミュニケーションが図れるようにする。 英語のリスニング力を伸ばさせるとともに、患者と接する上での教養を深めるために世界各国の世界遺産についての理解を深め、またインターネット上の最新の医学にかかわる話題を英語で読み医学に関わる必要な情報を収集する	1 年次	30	1	○			○		○

13	○			運動と健康Ⅰ	看護の対象者の健康を維持するためには運動は必要である。運動が生体への影響と健康のつながりを学び、健康維持のため運動の必要性を理解する。学生自身も実技で運動することにより、運動の必要性を実感し対象者へすすめることができる。	1 年次	30	1	△		○	○			○	
14	○			運動と健康Ⅱ		1 年次	15	1	△		○	○			○	
15	○			生化栄養学	食物を通して人の健康に直接寄与する学問が栄養学である。代謝の知識を生化学で学び食生活が生活習慣病の予防、健康の保持・増進・疾病からの回復促進に大きく関与していることを理解する。	1 年次	30	1	○			○			○	
16	○			人体の構造と機能総論	人体の構造と機能は医学体系の中で最も基礎になる領域である。この科目では、正常な人体の構造と機能、また、それらの関連について学習する。更に、人体が生命活動を維持する仕組みについて、系統的に学び、科学的な看護実践の基盤とする。	1 年次	30	1	○			○			○	
17	○			人体の構造と機能Ⅰ		1 年次	30	1	○			○			○	
18	○			人体の構造と機能Ⅱ		1 年次	30	1	○			○			○	
19	○			人体の構造と機能Ⅲ		1 年次	30	1	○			○			○	
20	○			人体の構造と機能Ⅳ		1 年次	30	1	○			○			○	
21	○			人体の構造と機能Ⅴ		1 年次	30	1	○			○			○	

22	○			疾病治療総論	細胞・組織・器官などの形態や生理機能に異常な変化を生じると、症状や徴候といった病的な状態が引き起こされる。病的な状態の原因や成り立ち・進展など疾病の背後にある問題を明らかにする学問である。疾病の理解だけでなく、患者への援助を行う際の根拠となる。看護師が病理学を理解し、知識を持つことは重要である。	1 年次	30	1	○				○			○	
23	○			微生物学と感染症	微生物は地球規模の元素循環を担っており、生物浄化の役割や食生活を支えている。反面、人間や動物、植物に病気をおこすものもあり、生きることは微生物とうまく付き合うということである。医療の歴史は「病気」を引き起こす「病原微生物」によって作られてきた。そのため、患者はもちろん自分自身を含む医療従事者の安全を守るために、病原微生物のそれぞれの種類や性質を知り、迎え撃つ体の守りの仕組みを理解することは不可欠である。本科目では、看護師に求められる微生物、感染症との付き合い方について知識と理解を深めていく。	1 年次	30	1	○				○			○	
24	○			疾病治療論Ⅰ	看護実践の科学的な根拠となる病気の原因や成り立ちを学習する。運動器系の疾患では特徴的な疾患・症状・検査・治療について学習する。	1 年次	30	1	○				○			○	
25	○			疾病治療論Ⅱ	看護実践の科学的な根拠となる呼吸器系、血液像血液系それぞれの特徴的な疾患・症状・検査・治療について学習する。	1 年次	30	1	○				○			○	
26	○			疾病治療論Ⅲ	看護実践の科学的な根拠となる循環器、消化器系の特徴的な疾患・症状・検査・治療について学習する。	1 年次	30	1	○				○			○	
27	○			疾病治療論Ⅳ	腎・泌尿器、内分泌系の特徴的な疾患、症状・検査・治療について学習する。	1 年次	30	1	○				○			○	
28	○			疾病治療論Ⅴ	この科目では、看護実践の科学的な根拠となる脳神経系、感覚器系、それぞれの構造と機能及び、特徴的な疾患・症状・検査・治療について学習する。	2 年次	30	1	○				○			○	

29	○		疾病治療論Ⅵ	看護実践の科学的な根拠となる生殖器系、皮膚、アレルギーの特徴的な疾患、症状、検査、治療について学習する。	2 年次	30	1	○				○			○
30	○		臨床薬理学	臨床で使用される治療薬の作用機序や薬効、副作用、薬物の体内動態など薬物療法について学習する。	1 年次	30	1	○				○			○
31	○		総合医療論	医療を学ぶ一歩として、医療全体を見渡し、すべての教科につながる基礎知識を学び、将来医療を実践する心構えを身に着けるためのヒントが多く含まれた科目になっている。	1 年次	15	1	○				○			○
32	○		公衆衛生学	公衆衛生の概念と歴史を学び、現在の公衆衛生関係の統計情報と保健活動を理解するとともに、これからの保健・医療・福祉を考察する基礎となる知識を学ぶ。	2 年次	15	1	○				○			○
33	○		社会福祉論Ⅰ	高齢化の急速な進行と年金制度の成熟化、介護保険制度の創設などにより、社会保障社会福祉は誰もがかわりを持つ普遍的な制度として意識されるようになっている。 「病気ではなく、病人をみる」ためには社会保障・社会福祉の理解が必須である。	1 年次	15	1	○				○			○
34	○		社会福祉論Ⅱ	高齢化の急速な進行と年金制度の成熟化、介護保険制度の創設などにより、社会保障社会福祉は誰もがかわりを持つ普遍的な制度として意識されるようになっている。 「病気ではなく、病人をみる」ためには社会保障・社会福祉の理解が看護学生にとって必須であり、また、各専門職との連携の在り方を考える機会となる。	2 年次	15	1	○				○			○
35	○		関係法規	看護職が質の高い看護を提供するには、社会人として豊かな人生を送り、職業人として任務を果たすことが必要である。そのためには高い教養を持ち、深い専門的知識と優れた技術技能を身に着けるとともに、我が国の保健医療福祉に関する諸制度の概要と諸法令を理解することが必要である。	3 年次	15	1	○				○			○
36	○		医療と経済	医療現場の視点にとどまらず、社会全体から医療経済を見渡し、医療の価値や課題を学ぶ。	2 年次	15	1	○				○			○

37	○			基礎看護学概論	看護学概論は看護の土台である「看護とは何か」「看護師の職業とは」「看護の対象である人間とはどのような存在なのか」を学ぶ。そして、人をお世話するにあたっての基本となる姿勢・考え方を培っていく。	1 年次	30	1	○			○		○			
38	○			基礎看護学方法論Ⅰ	この科目では、看護活動のあらゆる場面で必要とされる「コミュニケーション」と「安全」に関する学習をする。患者とその家族だけでなく、多職種との連携しながらさまざまな医療機器や薬剤を取り扱う私たちには、医療者としてのコミュニケーションスキルと安全な看護実践のための基本的知識が必須となる。他者との関係性を円滑に進められるコミュニケーション技法を学び、実践に活かしていく。感染とその予防の知識は、基礎看護学方法論の学内演習や臨地実習の前に身につけることが求められる。	1 年次	30	1	○		△	○		○			
39	○			基礎看護学方法論Ⅱ	この科目では「環境」と、「活動と休息」という私たちが何気なく過ごしている日常生活が、健康を阻害され自分の力で快適な生活環境を整えたり、自らの姿勢を変え活動をしたり、休息したりすることが困難になった対象に働きかける援助技術を学習する。原理・原則、科学的根拠に基づいた安全・安楽な環境を調整する技術、活動と休息を支援するための技術を、講義・演習を通して習得していく。	1 年次	30	1	○		△	○		○			
40	○			基礎看護学方法論Ⅲ	この科目では、対象者の基本的ニーズである適切な衣類選択と着脱、身体の清潔に関わる援助技術を学ぶ。対象者が看護師に肌を露出する機会となる援助技術となるため、対象者の羞恥心に十分な配慮が求められるが、原理・原則、科学的根拠をふまえて行うスムーズな援助は対象者に爽快感をもたらし、対象者のその人らしさを尊重することにもつながる。原理・原則のみならず、皮膚の生理機能も踏まえた援助について学習していく。	1 年次	30	1	○		△	○		○			
41	○			基礎看護学方法論Ⅳ	「食事」は、単に生命を維持するための生理的な意義にとどまらず、食べる喜びや、ヒトとの関係をつなぐといった心理・社会的意義が深い、人間の基本的欲求となっている。そのためこの科目では、栄養状態および摂食能力をアセスメントしながら、対象者の状態に応じた食事介助方法を習得するための演習を行う。また、食後の口腔ケアとして、安全性・安楽性を考慮した援助の方法を選択し、状態に合わせた口腔ケアが実践できるようになるための基礎的知識や援助方法を学習する。 「排泄」は、成長発達の過程で獲得したトイレでの排泄動作に、援助が必要になった場合の援助方法を学習する。そのため、人間にとっての排泄の意義や、生理的なメカニズムを確認し、排泄に影響する因子を理解したうえで、適切な援助方法が選択できるアセスメントの方法も学習する。	1 年次	30	1	○		△	○		○			

42	○		基礎看護学方法論Ⅴ	この科目では、対象の身体の状態を捉えるための身体計測、体温・脈拍・呼吸・血圧、意識状態などの測定技術を身につけていく。対象者の状態をより正確に把握するために、原理・原則、科学的根拠を理解することに加え、測定で得られた値が、身体の状態をどのように反映しているのかを把握するための知識が、適切な測定技術の土台となる。また、バイタルサイン測定で得た値をもとに、心身の状態をより深く的確に把握するためのフィジカルアセスメントの技術も身につけていく。	1 年次	30	1	○		△	○	○		
43	○		基礎看護学方法論Ⅵ	看護師は「療養上の世話」または「診療の補助」を行うことを業とするとされており、この科目では、診療に伴う看護技術を学習する。バイタルサイン測定やフィジカルアセスメントで得られた結果から、体温調整や呼吸・循環を整える必要がある対象に対しての援助技術を学ぶ。医師の指示のもと実施する酸素吸入療法や、創処置、包帯法などの創傷管理技術に加え、検査時の看護の役割などについても学習する。	1 年次	30	1	○			○	○		
44	○		基礎看護学方法論Ⅶ	与薬は、医師により患者の治療方針が決定され、医師の指示に基づいて安全かつ確実に与薬されることで効果が得られる。医師の治療を補助する役割の与薬では、的確な薬剤の取り扱いから、確実な投与、投与後の観察により薬効を評価するに至るまで、看護師の担う役割が大きい看護技術である。対象者の抱える健康障害が改善、苦痛が軽減するなど、与薬によって対象者の心身の状況が変化していく様子を見守ることができる一方で、その取扱いや投与方法などによっては、生命にかかわる重大事故を引き起こす可能性もあり、看護師の責務が大きく問われる部分である。この科目では、与薬に必要な知識と技術を習得し、安全に「与薬」が実施できるために必要な能力を養う。	1 年次	30	1	○			○	○		
45	○		看護過程	看護過程とは、看護を必要とする対象との相互作用に基づいて行う、看護上の問題を解決する過程です。アセスメント・看護診断・計画立案・実施・評価、これら5つの構成要素を学ぶことで、根拠ある看護を実践する知識・判断力を身に付けることを目指します。	2 年次	30	1	○			○		○	
46	○		看護研究	科学・医学の発展と共に、世界では新しい技術や情報が日々発信されています。医療関係者でなくとも最新の医療情報をWeb上で簡単に得られる時代になり、看護師は氾濫する情報の中から信頼できる最新の情報を基に看護を行うことを求められています。「この看護援助に科学的根拠はあるのか」「より効果的でより効率の良いか」等、臨床で遭遇するこういった問題に答えてくれるのが研究論文です。この授業では、まず、科学的根拠のある正しい情報の収集方法から研究論文の読み方を学び、臨床に役立つ知識を得る方法を実践の中で身につけていきます。その後、研究方法について学び、研究計画の立案と事例研究レポートまでを一通り経験することで、知識を得る側から提供する側になるための基礎的な知識を習得します。	3 年次	30	1	○			○	○		

47	○			臨床看護総論	看護の対象となる人々は、あらゆる年齢層のあらゆる健康段階にある方々であり、臨床看護総論での対象は健康障害を抱える方々である。健康障害や病状のプロセス、健康レベルを理解し、それぞれの状況における対象者のニーズとそれに対する看護ケアを学ぶ。内容としては、主要な症状を示す対象者への看護、治療・処置を受ける対象者への看護を軸にし、また、ME機器の活用についても学んでいく。	1 年次	15	1	○			○		○		
48	○			基礎看護学実習Ⅰ	看護実践の場での体験を通して、看護とは何かを考え、看護を学ぶ上で必要な基本姿勢を学ぶ。 対象を取り巻く環境（物的・人的環境）が、対象の健康・生活へ及ぼす影響を知り、学校で学習した知識・技術・態度をもとに根拠をもって必要な看護を実践する。	1 年次	45	1				○		○	○	○
49	○			基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学において学習した知識・技術・態度をもとに、入院している対象者の身体的・精神的・社会的側面をヘンダーソンの看護論に基づき考え、看護過程の展開をする。	2 年次	90	2				○		○	○	○
50	○			地域・在宅看護学概論	少子高齢化に伴い、地域包括ケアシステムの構築や適切な医療提供体制の設備が必要とされ、療養の場は医療機関のみではなく在宅や施設等多様な場に拡大しています。 地域・在宅における看護は、人々が地域において、自分なりの健康で、自分の望む暮らしを送ることができ、また病気になっても住み慣れた地域で暮らすことができるという、対象者や家族の望みや願いの実現を支えるものです。本科目では、地域で生活する人々とその家族を理解し、地域における様々な場で生活と健康を支援するための看護の基礎を理解することを目指します。	1 年次	30	1	○			○				○
51	○			地域・在宅看護方法論Ⅰ	自分の参加した地域の暮らしの実際から、市（自治体）、社協、患者会などが健康な生活に向けて行っている支援を理解し、健康な暮らしに向けての課題を他者と共有しながら見出ししていく力、また、それを人に伝える力を身につけることを目標とします。さらに、その人らしい生活や人々との関わりの中で「看護とはなにか」について考えられることを目指します。	2 年次	15	1	○				○			○
52	○			地域・在宅看護方法論Ⅱ	地域で暮らす多様な人々の日常にあるリスクを、災害が生じたときに何が起こるかから考え、健康な暮らしとは何か、看護がそのような役割を果たせば健康に暮らせるのか、また避難生活をするようになった場合にはどのように健康を守るかを追求できることを目標とします。	2 年次	15	1	○				○		○	○

53	○		地域・在宅看護方法論Ⅲ	本科目では、訪問看護の対象と機能、役割について学ぶことを目的とします。現在、退院調整は入院時から始まっており、継続看護の重要性や各療養者に合わせた他職種連携、社会資源の活用方法についても学習します。現在、地域包括ケアシステムにおいて「自宅での看取り」が重要な課題とされています。看取りまでも含めた療養者と家族への支援は訪問看護にとって重要な役割となり、事例を通して学び自己の死生観を考える機会とします。また、対象理解だけではなくコミュニケーション技術やマナーも学び、信頼関係を構築することの重要性について考えることを目指します。	2 年次	15	1	○			○			○	
54	○		地域・在宅看護方法論Ⅳ	本科目では、在宅看護における訪問看護援助の実際を学び、在宅看護に必要な援助技術を学ぶことを目的とします。在宅では、様々な健康段階にある療養者が療養しています。また、現在、在宅医療を必要とする療養者も増えています。療養者が適切な在宅医療を受けながら安全安楽に生活できるよう支援することも訪問看護師の重要な役割となります。対象を生活者として捉え、それぞれの環境に応じた援助技術を学ぶことを目標とします。	2 年次	30	1	○			○			○	
55	○		地域・在宅看護方法論Ⅴ	本科目では、事例を通して在宅看護を効果的に展開するための方法を学ぶことを目的とする授業科目です。看護過程では、療養者だけでなく家族および介護力、住環境、社会資源、経済力に関する分析を行い、疾病や障害を抱えながら生活していく上での問題点を明確にし、訪問看護師としてどのような看護介入ができるか考えることを目標とします。又、退院に向けての支援を考えることで継続看護の重要性を学ぶことも目標とします。看護計画の立案に至っては、療養環境に合わせた援助や介護者が継続して実施できる方法を考慮した計画を考えます。また、訪問看護師にとって多職種や関係機関との連携、調整や社会資源の関するケアマネジメントも必要な役割となります。必要となる社会資源、支援連携図を通して、社会資源の活用および関係職種の連携を考えられることも目指します。	2 年次	30	1	○			○			○	
56	○		地域・在宅看護論実習	在宅看護論実習では、訪問看護ステーション実習、地域包括支援センター実習、市保健福祉センター（健康増進課）での実習を通して、地域の中で療養する人々とその家族を理解し、在宅看護の場・機能・役割の実際について学ぶことを目的とする授業科目です。	3 年次	90	2	○				○	○	○	○
57	○		成人看護学概論	現代は様々な環境が大きな変動を迎えている。その社会の中で成人各期の身体機能の特徴や心理・社会的特性かつ役割を多角的に学ぶ。社会の変動に伴い健康問題も複雑・多様化している。ヘルスプロモーション、疾病予防、疾病や障害からの早期回復を支援する看護を学ぶ。	1 年次	30	1	○			○		○		

58	○		成人看護学方法論Ⅰ	本科目では、生命の危機的状態にある患者における看護を学ぶ。 生命の危機的状態とは、生体侵襲、手術療法を受ける患者を基本とし、生命の危険に対応するための異常の早期発見・合併症予防の理解が必要となる。救急現場においては、緊急性と重症度を判断するための適切な観察や、状態に応じた救命処置が必要となる。生命の危機的状態にある患者を理解するための基本的知識を学び、一時救命処置（BLS）に関しては演習を通し実践力の取得を目指す。	2 年次	30	1	○				○		○		
59	○		成人看護学方法論Ⅱ	障害発症後、急性期を脱した人々は、機能回復・生活の再構築・社会復帰に向けて専門的なリハビリテーション医療を行う時期へ移行する。看護師は、患者の健康レベル（経過）に応じて、必要なリハビリテーション看護を行う。 本来高いセルフケア能力をもつ成人に、疾病や受傷により機能障害や機能低下が生じた場合、それまでのセルフケアを見直し、再獲得・再構築することが必要となる。そのとき、自己概念や役割の変化も起こる。本科目では、あらゆる健康レベル（経過）にある対象が、再びその人らしく生きられるように、障害の適応および社会復帰に向けた看護を学ぶ。	2 年次	30	1	○				○			○	
60	○		成人看護学方法論Ⅲ	「慢性期」とは、健康状態が比較的安定はしているが、疾患の経過が長い、あるいは完全な治癒が望めない状況にあり、病と共に生活を営んでいくことが必要な時期である。 慢性疾患は大きく生活習慣病と難病に分けられる。疾患や障害と共に生活することでの、身体的・心理的・社会的影響を理解し、健康の増進・維持・回復に向けた看護を実践するために必要な知識を習得する。特に、成人が持つ多様な価値観や生活習慣を踏まえ、自己管理に向けてどう留意するべきか、対象に応じた自立とは何かを考えられることを目標とする。また、がん看護の医療の現状と、がんサバイバーシップに関する知識を身につけ、必要な治療と看護の特徴を学ぶ。	2 年次	30	1	○				○		○		○
61	○		成人看護学方法論Ⅳ	終末期とは、病気が現代医学では絶対に治癒しないという診断がなされた時から、命を全うするまでの期間のことである。この時期の患者は、全人的苦痛（トータルペイン）と共に、様々な喪失体験を経験し、同時にその家族も様々な危機に直面する。看護師は、緩和ケアの理念を理解し、多様な対象の終末期における苦痛と心理的プロセスを理解し、倫理的問題と意思決定支援に携わることが求められる。本科目を通し、看護ケア看護に必要な基礎的能力を習得し、自己の死生観が表現できることを目指す。	2 年次	30	1	○				○			○	

62	○		成人看護学方法論Ⅴ	成人期にある対象の発達段階・発達課題として、生産的な活動が活発な時期であり、社会的役割・家庭的役割を多く担っている。一方で、身体予備能が低下する時期であり、これまでの生活習慣の蓄積から様々な健康問題が表れる時期でもある。看護師は、成人期の特徴や健康上の課題をふまえた看護の思考過程を身につけることが求められる。本科目は、周術期にある対象と、慢性疾患によりセルフマネジメントが必要な対象の2事例を用い、演習を取り入れた看護過程の展開を実践する。	2 年次	30	1	○			○		○		○
63	○		成人看護学実習Ⅰ	成人看護学実習Ⅰでは周術期の対象を受け持ち、術前・術後の看護、ボディイメージの変化に伴う看護を学びます。また、手術室の見学を行い術中の対象者の状態を知り、術後の看護を考える視点を学びます。また術後の回復期には、二次障害の予防と社会復帰に向けて生活の自立を目指すリハビリテーションについて学ぶとともに、看護の継続性について理解を深めます。	2 年次	90	2			○		○	○	○	○
64	○		成人看護学実習Ⅱ	成人看護学実習Ⅱ及びⅢは担当した対象の病期(急性・回復・慢性・終末期)に合わせて看護過程の展開を行います。成人期は、身体的・生理的諸機能が成熟し、安定した時期であると同時に、家庭内の責任や社会的役割が重くなっており、疾患を持つこと、入院することが、対象および家族に及ぼす影響は大きいとされています。急性期は、身体機能の急激な低下により生命の危機に陥りやすく身体機能の悪化の早期発見と回復の促進、心理・社会的危機の回避、日常生活行動の支援、社会的支援が必要となります。回復期では、機能障害および生活能力の障害により継続的な援助を必要とする人と家族への健康問題を包括的に理解し、専門的援助を行うために必要な看護実践能力を培うことをめざします。慢性期では、成長発達の特徴や健康障害によって影響する生活のQOLに焦点をあてた、看護について学んでいきます。人生の終末を生きる終末期では対象を全人的に理解し、おかれた状況に応じた援助の実践を学びます。また、対象の苦痛を緩和し、よりよい日常生活を送るための支援に必要な基礎的な看護実践能力を身につける実習を行っていきます。	3 年次	90	2			○		○	○	○	○
65	○		成人看護学実習Ⅲ	成人看護学実習Ⅱ及びⅢは担当した対象の病期(急性・回復・慢性・終末期)に合わせて看護過程の展開を行います。成人期は、身体的・生理的諸機能が成熟し、安定した時期であると同時に、家庭内の責任や社会的役割が重くなっており、疾患を持つこと、入院することが、対象および家族に及ぼす影響は大きいとされています。急性期は、身体機能の急激な低下により生命の危機に陥りやすく身体機能の悪化の早期発見と回復の促進、心理・社会的危機の回避、日常生活行動の支援、社会的支援が必要となります。回復期では、機能障害および生活能力の障害により継続的な援助を必要とする人と家族への健康問題を包括的に理解し、専門的援助を行うために必要な看護実践能力を培うことをめざします。慢性期では、成長発達の特徴や健康障害によって影響する生活のQOLに焦点をあてた、看護について学んでいきます。人生の終末を生きる終末期では対象を全人的に理解し、おかれた状況に応じた援助の実践を学びます。また、対象の苦痛を緩和し、よりよい日常生活を送るための支援に必要な基礎的な看護実践能力を身につける実習を行っていきます。	3 年次	90	2			○		○	○	○	○
66	○		老年看護学概論	加齢に伴う身体的、心理的、社会的側面の変化と社会状況の変化から高齢者を理解し、高齢者の自立と権利を守るための社会制度について学ぶことで、老年看護のあり方について考えます。	1 年次	30	1	○			○			○	
67	○		老年看護学方法論Ⅰ	加齢変化・健康障害の程度に応じた効果的な看護を展開するための看護援助の方法並びに援助技術について学び、実践へつなげていきます。	2 年次	30	1	○		△	○		○		
68	○		老年看護学方法論Ⅱ	様々な健康段階にある高齢者について理解を深め、効果的な看護を展開するためのアセスメント技術を修得します。	2 年次	15	1	○			○			○	

69	○		老年看護学方法論Ⅲ	加齢に伴う変化、慢性疾患、健康障害をもちながら、老年期にある人が、その人らしく生活することを支える看護過程の展開方法を学習します。	2 年次	30	1	○			○		○		
70	○		老年看護学実習Ⅰ	介護老人保健施設、老人福祉センター、健康な高齢者インタビューでの実習をとおして、多様な場で生活する老年者の特性と老年者を支援する職種間の協働・連携のあり方について学びます。	2 年次	90	2			○		○	○	○	○
71	○		老年看護学実習Ⅱ	老年期特有の健康問題に由来する生活機能障害のある老年者を受け持ち、看護過程の展開をとおして、加齢変化・健康障害のある対象を総合的に理解し、対象に応じた看護を実践するために必要な能力を養います。	3 年次	90	2			○		○	○	○	○
72	○		小児看護学概論	小児看護の対象である子どもについての理解を深めるために、子どもの権利や児童福祉・母子保健の変遷、並びに小児各期の成長・発達の特徴について学んでいきます。 また、子どもを社会や家族の中の存在として位置づけ、子どもを取り巻く環境や現代の家族の状況についての理解を深め、小児看護における行動指針を養います。	1 年次	30	1	○			○		○	○	
73	○		小児看護学方法論Ⅰ	小児看護学概論で学んだ成長発達の概念と各時期の特徴をベースとし、健康な子どもの人体の構造と機能、栄養、遊びの意義について学習し、それらを発展させ、子どもが健康な生活を送るために必要な援助を理解します。また、実際にロールプレイを行い子どもと関わるための基礎的な実践能力も養います。	2 年次	15	1	○			○		○		
74	○		小児看護学方法論Ⅱ	小児の成長・発達に伴う解剖学的、生理学的な変化を念頭に、小児疾患とそれに伴う合併症について理解を深めます。さらに、健康障害が小児や家族に及ぼす影響について学びを深め、小児看護に共通する看護展開の基礎的知識・技術を身につけます。	2 年次	30	1	○			○				○
75	○		小児看護学方法論Ⅲ	健康な子どもの理解に基づき、健康問題が子どもとその家族に及ぼす影響を理解し、療養状態に応じた看護を知識だけでなく、実践的側面も併せて学習を行います。また、それらの知識を統合して、成長発達の過程にある小児期の看護過程展開について学びます。	2 年次	30	1	○			○		○		
76	○		小児看護学実習	小児看護学実習では対象の理解を深めるため、健康児とも関わりを持ち、成長発達段階について具体的なイメージを形成します。それらをベースとして、健康破綻した児の成長発達段階・健康段階に応じた看護が実践できる基礎的能力を養います。また、患児だけでなく家族も看護の対象であることの認識を深め、家族に対する看護展開も考えていきます。	3 年次	90	2			○		○	○	○	○
77	○		母性看護学概論	母性看護学では、女性の一生を通じた母性の健康の保持・増進を目指した看護を基盤として、次世代の健全育成を目指す看護について学習します。講義では、リプロダクティブヘルス/ライツの観点から、身体的、心理・社会的、文化的側面に着目し、女性の健康課題と看護ニーズを歴史の変遷から現在までを概観し、母性看護の役割と機能、活動の場について学びます。	1 年次	30	1	○			○				○

78	○		母性看護学方法論Ⅰ	この授業では、思春期、成熟期、更年期、老年期といった、女性のライフステージ各期の特徴と、健康課題について学習します。また、それらの課題を改善するための看護について考え、保健指導案の作成方法や保健指導の実際について、演習を通して学びます。	2 年次	15	1	○			○		○		
79	○		母性看護学方法論Ⅱ	この授業では、母性看護の対象である妊産婦とその家族への基本的な看護について学習します。まずは妊娠の生理的変化や分娩の正常経過を理解すると共に、ハイリスク・異常妊娠、分娩についても学びます。また、妊産婦の身体的・心理的・社会的な変化を理解し、看護に必要なアセスメントとセルフケア能力を高める援助について演習を通して学習します。	2 年次	30	1	○			○		○		
80	○		母性看護学方法論Ⅲ	この授業では、母性看護の対象である褥婦、新生児とその家族への基本的な看護について学習します。まずは産褥期の正常経過と新生児の生理的変化を理解すると共に、産褥期の異常と新生児の異常についても学びます。また、褥婦及び新生児の身体的・心理的・社会的な変化を理解し、看護に必要なアセスメントと基本的な援助技術について演習を通して学習します。	2 年次	30	1	○			○		○		
81	○		母性看護学実習	母性看護学実習では、ライフサイクルを踏まえて対象の特徴を理解し、必要な援助と保健指導ができる基本的能力を養う。妊婦、産婦、褥婦、新生児を中心に生理的な経過を判断し、周産期の看護を考える実習としたい。出産や育児は、心理的不安が増す傾向があり、母親のみならず家族を含めた支援が母性看護の大きな役割の一つである。実習では実際に生命の誕生や、幼い命を育む過程に触れることで命の尊さを実感する機会となる。自己の親性観（母性観・父性観）についても考える機会となる。また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を学ぶことを目的に、地域における母子に必要な社会資源について理解する。	3 年次	90	2		○			○	○	○	○
82	○		精神看護学概論	精神障害を持つ人について正しい知識と理解を深め、誰にでも起こりえる出来事として捉えられるよう学んでいきます。具体的には、精神の健康と維持・増進に向けた精神保健についてや精神医療の変遷や法制度、地域社会の中で精神保健医療福祉におけるチームが精神障害をもつ人の人権を擁護しながら社会復帰に向けてどのような支援と連携を行っているのかなど基礎的知識と看護の役割について学んでいきます。	1 年次	30	1	○			○		○		
83	○		精神看護学方法論Ⅰ	この科目では、看護実践の科学的な根拠となる精神疾患の特徴、症状、疫学、治療について学びを深めていきます。	2 年次	15	1	○			○			○	
84	○		精神看護学方法論Ⅱ	精神看護は、個人の尊厳と権利を擁護し、自律性の回復やその人らしい生活が送れるよう支援することが基本です。この基本を踏まえ、疾患からくる生活のしづらさに焦点をあて、そこで必要な関わり方やケアの方法、リスクマネジメント、疾患別の看護などの知識を深めていきます。	2 年次	30	1	○			○			○	

85	○		精神看護学方法論Ⅲ	これまでの知識を統合して、精神障害を持ちながらもその人らしい生活が送れるよう対象のニーズに合わせた看護過程の展開について事例を通して学んでいきます。さらに精神障害を持つ人の地域生活を支えるための援助は、障害者本人の自発性やストレングスに焦点をあてることや社会資源や制度の活用、多職種と連携しながらの地域ネットワークづくりなど地域看護ならではの特色があります。そうした地域の特徴的な看護の実践について学んでいきます。	2 年次	30	1	○			○		○		
86	○		精神看護学実習	精神障害を持つ対象と関わり、対人関係を形成して必要な援助の実践を通し、精神保健医療福祉領域における看護の役割と機能、地域生活支援のあり方、精神障害を持つ対象とその家族に対する看護実践に必要な基礎的知識を学びます。精神科病棟や事業所で実習を行い、病棟一地域をつなぐ切れ目のない支援について理解を深めていきます。	3 年次	90	2			○		○	○	○	○
87	○		看護の統合と実践Ⅰ	国際看護では、医療サービスを担う専門職として、異文化への理解を深め、グローバルな視点で看護を考えます。さらに、感染看護では、医療安全の基本概念を理解し、社会の医療安全ニーズに応えられる知識を習得し、その実践を考えます。 災害看護では、災害時に適切な看護ケアを提供するために、災害が人々の健康や生活に及ぼす影響を理解し、人々の健康や生活のニーズに応じた看護の果たす役割についても学びます。	2 年次	30	1	○			○		○		
88	○		看護の統合と実践Ⅱ	地域包括ケア・地域共生社会の実現のために、多様な場で暮らす、様々なライフステージ・健康レベルにある対象の健康や生活を守る保健・医療・福祉の提供に向けて、互いの職種の特性を活かしながら、対象の目標達成、課題解決に向けてよりよい方法をともに検討し、実現をめざす基礎的能力の習得を目指します。 これまで学習した知識や技術を活用し、事例を通して、多職種の視点で対象のもつ複数の課題を明確にし、多職種連携における看護師の役割について学ぶと共に切れ目のないケアの在り方について考えます。	2 年次	30	1	○		△	○		○		
89	○		看護の統合と実践Ⅲ	国際看護では、医療サービスを担う専門職として、異文化への理解を深め、グローバルな視点で看護を考えます。さらに、感染看護では、医療安全の基本概念を理解し、社会の医療安全ニーズに応えられる知識を習得し、その実践を考えます。 災害看護では、災害時に適切な看護ケアを提供するために、災害が人々の健康や生活に及ぼす影響を理解し、人々の健康や生活のニーズに応じた看護の果たす役割についても学びます。	3 年次	15	1	○			○			○	
90	○		看護の統合と実践Ⅳ	・産業看護の基本的知識を学ぶ。 ・複数患者事例の看護展開を行う。シミュレーション演習の中で、突発的事象を含めた多重課題に対し、優先順位の決定、時間管理の方法を学ぶことを目的とする。また臨地実習において体験できなかった看護技術や、卒業後を見越した診療の補助技術についての実践も演習を通して学ぶ。	3 年次	30	1	○			○		○		

91	○			看護の統合と 実践実習	保健・医療・福祉チームの一員として、臨地での看護活動の実際を経験することで、既習の知識・技術・態度を活用した看護実践能力を養い、卒業後の看護活動に適應できる能力を培います。	3 年次	90	2			○		○	○	○	○
合計						91	科目	102 単位 (3045単位時間)								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件： 本校所定の単位を全て修得すること。		1 学年の学期区分	2 期
履修方法： すべての科目に2／3以上出席し、定期試験を受け、可以上の成績を取る。		1 学期の授業期間	17 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。